

## 訪問入浴介護(令和6年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【具体的取扱方針】	1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人をサービス提供責任者とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。</li> <li>●「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮してください。</li> <li>●「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て事業所が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておいてください。</li> </ul>
介護報酬の算定【初回加算】	新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回の入浴介護を行う前に、事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に、初回のサービス提供を行った場合に算定できます。</li> <li>●当該加算は、初回の訪問入浴介護を行った日の属する月に算定してください。</li> </ul>
介護報酬の算定【サービス提供体制強化加算】	全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めた計画を策定してください。</li> </ul>
	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。</li> <li>●「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催される必要があります。</li> </ul>

全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。

●労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。